

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成27年3月17日

秋田県監査委員	工	藤	嘉	範
秋田県監査委員	中	田		潤
秋田県監査委員	石	塚	博	史
秋田県監査委員	中	嶋	定	雄

以下、「行政監査の結果に関する報告書」全文記載

平成 26 年 度

行政監査の結果に関する報告書

「県職員が関与する任意団体等の会計事務について」

平成 27 年 3 月

秋 田 県 監 査 委 員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	任意団体等の会計事務の状況	1
3	監査対象会計事務の選定	2
第 2	監査の結果	4
1	監査の実施時期	4
2	主な着眼点についての整理	4
	(1) 知事部局等が関与する任意団体等の会計事務について	4
	(2) 県立学校が関与する任意団体等の会計事務について	5
3	個別の改善・検討を要する事項	5
	(1) 改善を要する事項	5
	(2) 検討を要する事項	6
第 3	意見	7
1	知事部局等における任意団体等の会計事務に関する指針 について	7
2	県立学校の部活動に関する会計事務への関与について	7
別紙	監査対象会計事務別個表	8
参考	県立学校私費会計事務処理基準（抜粋）	2 2

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ

県職員が関与する任意団体等の会計事務については、公金に準ずる適正な処理が求められている。

そのため、不正発生の未然防止を図るとともに、今後の事務の改善に資することをねらいとして、平成 26 年度は「^(注)県職員が関与する任意団体等の会計事務について」をテーマとして行政監査を実施した。

(注) 県職員が関与する任意団体等の会計事務とは、県職員が業務に関連して関与する任意団体（協議会、協会等）の会計事務及び県立学校において保護者等から徴収する経費のうち私費として扱われる経費（PTA 会費、部費等）の会計事務をいう。

行政監査とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき、県の事務が法令、条例等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性等の観点に沿ってなされているかなどについて実施するものである。

2 任意団体等の会計事務の状況

平成 26 年 9 月 20 日から 10 月 10 日に実施した事前調査によると、平成 25 年度知事部局、議会事務局、各委員会において県職員が会計事務に関与した任意団体等の会計事務数は、127 課所が所管する 1,506 件であった。

中でも、県立学校（高等学校・中学校・特別支援学校）では全ての学校で県職員が任意団体等の会計事務に関与しており、関与した会計事務数の 1 校当たりの平均は、20.5 件であった。

区 分	課所数	会計事務数(件)
知事部局	42	73
労働・人事委員会	1	1
議会事務局	2	16
教育庁	9	13
県立学校	68	1,396
警察本部	5	7
計	127	1,506

なお、県立学校における会計事務への関与の状況を階層別に表したものが以下の表である。

1校当たりの関与 会計事務数（件）	県立 学校数	構成比 （％）
1 ～ 9	7	10.3
10 ～ 19	32	47.0
20 ～ 29	14	20.6
30 ～ 39	11	16.2
40 ～ 49	3	4.4
50 ～ 51	1	1.5
計	68	—

3 監査対象会計事務の選定

事前調査により報告のあった任意団体等の会計事務の中から19課所が所管する27件の会計事務を監査対象として選定した。

知事部局、議会事務局、各委員会（教育委員会を除く）が関与する任意団体等（以下「知事部局等が関与する任意団体等」という。）の会計事務については、事前調査において「通帳管理者と通帳印管理者が同一」でかつ「決算規模がおおむね100万円以上」である旨の報告があった9件及び「監査未実施」等の報告があった4件を選定した。

県立学校が関与するPTA会費、部活動等の任意団体等（以下「県立学校が関与する任意団体等」という。）の会計事務については、地域性を考慮の上、事前調査において「通帳管理者と通帳印管理者が同一」である旨の報告があった10件及び「監査未実施」等の報告があった4件を選定した。

監査対象課所及び監査対象に選定した任意団体等の会計事務は以下のとおりである。

監査対象課所	監査対象会計事務
総合防災課	特定非営利活動法人秋田県水難救済会 秋田県少年婦人防火委員会
消防学校	秋田県消防学校校友会
文化振興課	アトリオン活性化協議会
環境管理課 八郎湖環境対策室	八郎湖水質対策連絡協議会
河川砂防課	全国治水砂防協会秋田県支部
港湾空港課	秋田県港湾協会
山本地域振興局 総務企画部	あきた白神広域観光推進会議
議会事務局 総務課	秋田県国際交流議員連盟 県政同窓会
生涯学習課 文化財保護室	新秋田県立美術館公開活用事業実行委員会
大館鳳鳴高等学校	同窓会積立金３年 男子サッカー部
秋田北鷹高等学校	同窓会 北鷹会
秋田高等学校	軟式野球部 吹奏楽部
秋田中央高等学校	野球部会計
由利工業高等学校	３Ｅ会計 吹奏楽部会計
湯沢高等学校	応援費
雄勝高等学校	野球部 吹奏楽部
比内養護学校 かづの分校	ＰＴＡ会計 給食費
大館警察署	大館市防犯連絡協議会
秋田中央警察署	秋田中央地区暴力追放推進委員会

第2 監査の結果

1 監査の実施時期

平成27年1月20日に実施した。

2 主な着眼点についての整理

監査を実施した結果、おおむね適正に行われているものと認められたが、一部事務において改善や検討を要する事項が見受けられたことから、必要な措置を講じ、事務処理の適正な執行に努める必要がある。

なお、監査結果を知事部局等が関与するものと県立学校が関与するものに分け、さらに主な着眼点^(注)別にまとめたものが次のとおりである。

- (注) 主な着眼点
任意団体の会計事務が適切に行われているかを検証するため、以下の4項目を主な着眼点とした。
- ① 任意の団体等の会計事務に係わっている根拠が明確か
 - ② 徴収金の会計処理及び管理状況は適切か
 - ③ 関係者等に対する情報提供は適切か
 - ④ 繰越金が発生している場合の対応方針は適切か

(1) 知事部局等が関与する任意団体等の会計事務について

任意団体等の会計事務に関与している根拠については、所管課所の事務分掌で従事することが明記されており、根拠は明確であった。

会計処理及び管理状況については、おおむね適切であったが、多額の支払いを立替払いで対応している事務が1件、支出に際して複数でチェックが行われていない事務が1件あった。

関係者に対する情報提供については、関与する任意団体等の決算内容を総会や協議会で関係者に報告しており、適切に行われていた。

繰越金については、将来発生が予想される費用に充てるため次年度へ繰り越すなど目的が明確にされていた他、次年度の会費の減額、徴収停止など適切に対応していたと認められる。

なお、平成25年度で実質的な活動を終え、団体の存続について検討を要するケースが1件あった。

(2) 県立学校が関与する任意団体等の会計事務について

任意団体等の会計事務に関与している根拠については、校務分掌で当該事務に従事することが明記されており、根拠は明確であった。

会計処理及び管理状況については、「県立学校私費会計事務処理基準」(以下「事務処理基準」という。)に基づき行われており、おおむね適切であったが、同基準によらず学校徴収金^(注)の徴収に当たり校長名で保護者等へ通知していない事務が1件あった。

関係者に対する情報提供については、決算書自体を作成していない事務が3件、決算書は作成しているが、保護者等に報告していない事務が1件あった。

繰越金については、将来発生が予想される費用に充てるため次年度に繰り越すなど目的が明確にされており、適切に対応していたと認められる。

(注) 学校徴収金：私費のうち、生徒に直接かわり受益者負担が適当と考えられる経費で、あらかじめ校長が生徒又は保護者から徴収する経費

3 個別の改善・検討を要する事項

監査の結果、4課所が所管する6件の会計事務に対して、延べ7件の改善・検討を要する事項があった。監査対象課所及び監査対象会計事務ごとの改善・検討を要する事項は次のとおりである。

(1) 改善を要する事項

総合防災課

特定非営利活動法人秋田県水難救済会

- ・海難救助訓練大会費の支出において職員及び構成団体による立替が発生しているので、改善すること。

大館鳳鳴高等学校

男子サッカー部

- ・保護者等に決算報告を行っていないので、改善すること。

秋田北鷹高等学校

ア 同窓会

- ・決算関係書類を作成しておらず、会長に対して決算報告を行っていないので、改善すること。

イ 北鷹会

- ・決算関係書類を作成しておらず、会長に対して決算報告を行っていないので、改善すること。

由利工業高等学校

吹奏楽部会計

- ・学校徴収金の徴収にあたり、保護者等に校長名で通知していないので、改善すること。
- ・決算関係書類を作成しておらず、保護者等に対して決算報告を行っていないので、改善すること。

(2) 検討を要する事項

総合防災課

秋田県少年婦人防火委員会

- ・平成25年で実質的な活動を終えているため、団体存続の必要性を検討の上、早期に廃止について検討すること。

第3 意見

今回の行政監査の実施を通して、事務の適正化及び合理化に資するため全般的に検討が必要であると考えられる事項は以下のとおりである。

1 知事部局等における任意団体等の会計事務に関する指針について

知事部局等で県職員が関与する任意団体等の会計事務は、県が取り扱う公金でないことから県の財務規則は適用されない。会計事務の取扱いについては、おおむね適正に執行されているものの、団体独自の詳細な規程に基づき処理しているところがある一方、簡易な規程により処理している団体もあるなど、統一性を欠いている状況にあった。

当該会計事務は、県職員が事務分掌に基づいて公務として携わっていることから、広く県民に対して説明責任を果たす必要があるとともに、公金の取扱いと同様、正確性、透明性、効率性が求められるものである。

こうしたことを踏まえ、事務の執行に係る統一的な指針について検討されたい。

2 県立学校の部活動に関する会計事務への関与について

事前調査の結果、全ての県立学校で県職員が任意団体等の会計事務に関与しており、多数の会計事務を有している学校も相当数あった。しかし、任意団体等に係る会計事務は、限られた人員で対応しなければならず職員の負担が大きくなっている。また、関与する任意団体数が多いほど総括責任者と会計責任者のチェックが行き届かなくなることも危惧される。

特に高等学校の部活動に係る会計事務については、限られた生徒を対象としており任意性が高いことに加え、半数近くの学校で関与していない状況もある。このように部活動に係る会計事務については、統一性に欠ける面も見受けられることから改めて関与のあり方について検討されたい。

別紙

監査対象会計事務別個表

1 特定非営利活動法人秋田県水難救済会

(1)任意団体等の状況				
担当課所	総合防災課			
設置目的	海上及び内水面における水難の予防、人命の救助、財産の保護、地震・津波等による災害発生時における救援活動に関する事業を行い、地域社会の安全及び防災対策に寄与することを目的とする。			
設立年	平成11年			
構成団体等	県内市町村、県漁業協同組合、救難所、海事関係事業所			
平成25年度決算額	収入額	23,496,790 円	支出額	23,442,666 円
(2)改善・検討を要する事項				
海難救助訓練大会費の支出において職員及び構成団体による立替が発生しているので、改善すること。				

2 秋田県少年婦人防火委員会

(1)任意団体等の状況				
担当課所	総合防災課			
設置目的	火災予防思想の普及に寄与することを目的とする。			
設立年	昭和62年			
構成団体等	県内各市町村少年婦人防火委員会の長			
平成25年度決算額	収入額	75,000 円	支出額	75,000 円
(2)改善・検討を要する事項				
平成25年度で実質的な活動を終えているため、団体存続の必要性を検討の上、早期に廃止について検討すること。				

3 秋田県消防学校校友会

(1)任意団体等の状況				
担当課所	消防学校			
設置目的	会員相互の親睦と秋田県消防学校の発展を図り、あわせて消防の進展に寄与することを目的とする。			
設立年	昭和54年			
構成団体等	消防学校修了生(正会員)、消防学校職員(特別会員)、趣旨賛同者(賛助会員)			
平成25年度決算額	収入額	1,146,515 円	支出額	896,276 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

4 アトリオン活性化協議会

(1)任意団体等の状況				
担当課所	文化振興課			
設置目的	秋田総合生活文化会館・美術館(アトリオン)における文化の創造及び発信による賑わい創出及びビルの資産価値向上のための活動を行うことを目的とする。			
設立年	平成25年			
構成団体等	秋田県、秋田市、日本生命保険相互会社			
平成25年度決算額	収入額	6,833,940 円	支出額	6,833,940 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

5 八郎湖水質対策連絡協議会

(1)任意団体等の状況				
担当課所	環境管理課八郎湖環境対策室			
設置目的	「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を推進することを目的とする。			
設立年	昭和56年			
構成団体等	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、秋田県			
平成25年度決算額	収入額	1,001,302 円	支出額	232,356 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

6 全国治水砂防協会秋田県支部

(1)任意団体等の状況				
担当課所	河川砂防課			
設置目的	砂防事業に関する県民の認識を高め、会員相互の連絡を図り、砂防事業の推進に寄与することを目的とする。			
設立年	昭和26年			
構成団体等	県内市町村			
平成25年度決算額	収入額	3,951,603 円	支出額	1,973,159 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

7 秋田県港湾協会

(1)任意団体等の状況				
担当課所	港湾空港課			
設置目的	港湾政策を考究し、港湾の修築、水陸連絡設備の完成並びに港湾利用方法の改善を促進するとともに港湾関係者の連絡懇親を図ることを目的とする。			
設立年	昭和28年			
構成団体等	県内の港湾所在市、港湾関係企業・団体			
平成25年度決算額	収入額	3,382,967 円	支出額	1,128,434 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

8 あきた白神広域観光推進会議

(1)任意団体等の状況				
担当課所	山本地域振興局総務企画部			
設置目的	山本地域振興局と能代市、藤里町、三種町及び八峰町が、あきた白神エリアの観光振興に連携して取り組むことにより、広域観光の推進に関する業務を効果的・効率的に実施して一層の誘客促進を図り、地域の活性化に資することを目的とする。			
設立年	平成24年			
構成団体等	山本地域振興局、能代市、藤里町、三種町、八峰町			
平成25年度決算額	収入額	5,166,213 円	支出額	5,103,526 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

9 秋田県国際交流議員連盟

(1)任意団体等の状況				
担当課所	議会事務局総務課			
設置目的	世界各国との相互理解と友好交流を促進し、本県の産業、経済、文化の発展と地域の活性化に寄与することを目的とする。			
設立年	平成7年			
構成団体等	県議会議員			
平成25年度決算額	収入額	771,481 円	支出額	290,880 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

10 県政同窓会

(1)任意団体等の状況				
担当課所	議会事務局総務課			
設置目的	会員相互の親睦と、県政の発展に尽くすことを目的とする。			
設立年	昭和36年			
構成団体等	秋田県議会議員として在職した者及び現に在職している者で会の目的に賛同する者			
平成25年度決算額	収入額	734,353 円	支出額	220,794 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

11 新秋田県立美術館公開活用事業実行委員会

(1)任意団体等の状況				
担当課所	生涯学習課文化財保護室			
設置目的	新秋田県立美術館公開活用事業を円滑に実行することを目的とする。			
設立年	平成24年			
構成団体等	(公財)平野政吉美術財団、(公財)秋田県国際交流協会、中央街区3商店街連絡協議会、秋田考古学協会、秋田県日中友好協会、秋田市、秋田県			
平成25年度決算額	収入額	56,976,166 円	支出額	56,976,166 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

12 同窓会積立金3年

(1)任意団体等の状況				
担当学校	大館鳳鳴高等学校			
会計種別	学校徴収金			
設立年	平成23年			
構成団体等	平成23年年度入学生:平成25年度3年生229人			
平成25年度決算額	収入額	826,150 円	支出額	826,150 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

13 男子サッカー部

(1)任意団体等の状況				
担当学校	大館鳳鳴高等学校			
会計種別	学校徴収金			
設立年	不明			
構成団体等	部員25人			
平成25年度決算額	収入額	1,503,345 円	支出額	1,503,294 円
(2)改善・検討を要する事項				
保護者等に決算報告を行っていないので、改善すること。				

14 同窓会

(1)任意団体等の状況				
担当学校	秋田北鷹高等学校			
会計種別	団体徴収金			
設立年	平成23年			
構成団体等	卒業生766人			
平成25年度決算額	収入額	2,430,734 円	支出額	170,268 円
(2)改善・検討を要する事項				
決算関係書類を作成しておらず、会長に対して決算報告を行っていないので、改善すること。				

15 北鷹会

(1)任意団体等の状況				
担当学校	秋田北鷹高等学校			
会計種別	団体徴収金			
設立年	平成23年			
構成団体等	鷹巣農林高等学校、米内沢高等学校、鷹巣高等学校、合川高等学校、秋田北鷹高等学校の各同窓生			
平成25年度決算額	収入額	737,143 円	支出額	286,383 円
(2)改善・検討を要する事項				
決算関係書類を作成しておらず、会長に対して決算報告を行っていないので、改善すること。				

16 軟式野球部

(1)任意団体等の状況				
担当学校	秋田高等学校			
会計種別	学校徴収金			
設立年	昭和23年			
構成団体等	部員29人			
平成25年度決算額	収入額	2,562,400 円	支出額	2,425,233 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

17 吹奏楽部

(1)任意団体等の状況				
担当学校	秋田高等学校			
会計種別	学校徴収金			
設立年	不明			
構成団体等	部員38人			
平成25年度決算額	収入額	1,369,532 円	支出額	1,258,563 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

18 野球部会計

(1)任意団体等の状況				
担当学校	秋田中央高等学校			
会計種別	学校徴収金			
設立年	昭和51年			
構成団体等	部員58人			
平成25年度決算額	収入額	7,711,760 円	支出額	7,388,191 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

19 3E会計

(1)任意団体等の状況				
担当学校	由利工業高等学校			
会計種別	学校徴収金			
設立年	昭和37年			
構成団体等	生徒26人			
平成25年度決算額	収入額	270,327 円	支出額	270,327 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

20 吹奏楽部会計

(1)任意団体等の状況				
担当学校	由利工業高等学校			
会計種別	学校徴収金			
設立年	昭和38年			
構成団体等	部員9人			
平成25年度決算額	収入額	780,045 円	支出額	752,349 円
(2)改善・検討を要する事項				
・学校徴収金の徴収にあたり、保護者等に校長名で通知していないので、改善すること。 ・決算関係書類を作成しておらず、保護者等に対して決算報告を行っていないので、改善すること。				

21 応援費

(1)任意団体等の状況				
担当学校	湯沢高等学校			
会計種別	学校徴収金			
設立年	不明			
構成団体等	生徒671人			
平成25年度決算額	収入額	3,254,887 円	支出額	1,069,000 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

22 野球部

(1)任意団体等の状況				
担当学校	雄勝高等学校			
会計種別	学校徴収金			
設立年	昭和54年			
構成団体等	部員15人			
平成25年度決算額	収入額	1,261,365 円	支出額	1,039,417 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

23 吹奏楽部

(1)任意団体等の状況				
担当学校	雄勝高等学校			
会計種別	学校徴収金			
設立年	昭和54年			
構成団体等	部員26人			
平成25年度決算額	収入額	504,164 円	支出額	446,748 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

24 PTA会計

(1)任意団体等の状況				
担当学校	比内養護学校かづの分校			
会計種別	団体徴収金			
設立年	平成元年			
構成団体等	PTA会員68人			
平成25年度決算額	収入額	490,710 円	支出額	447,934 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

25 給食費

(1)任意団体等の状況				
担当学校	比内養護学校かづの分校			
会計種別	その他			
設立年	平成19年			
構成団体等	給食対象者71人			
平成25年度決算額	収入額	3,729,050 円	支出額	3,729,050 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

26 大館市防犯連絡協議会

(1)任意団体等の状況				
担当課所	大館警察署			
設置目的	関係機関、団体相互の連絡協力によって、防犯活動を効果的に推進し、もって明るく住みよい地域社会の建設に寄与することを目的とする。			
設立年	平成5年			
構成団体等	防犯関係団体			
平成25年度決算額	収入額	1,645,718 円	支出額	1,308,619 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

27 秋田中央地区暴力追放推進委員会

(1)任意団体等の状況				
担当課所	秋田中央警察署			
設置目的	安全で住みよい秋田中央地区を確立するため住民の総力を結集して暴力追放意識の高揚を図り、暴力団及び暴力団に類する団体に対する監視活動と追放運動を推進し、市民の平穏な生活を脅かす一切の暴力を追放することを目的とする。			
設立年	平成6年			
構成団体等	暴力団排除団体			
平成25年度決算額	収入額	87,012 円	支出額	62,525 円
(2)改善・検討を要する事項				
特になし。				

県立学校私費会計事務処理基準（抜粋）

I 総 則

（趣旨）

第1条 この基準は、県立学校における私費会計事務の適正かつ効率的な処理を目指すとともに、その透明性の確保を図るため必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1） 私費 公費（県費）以外のすべての経費をいう。
- （2） 学校徴収金 私費のうち、生徒に直接かかり受益者負担が適当と考えられる経費で、あらかじめ校長が生徒又は保護者から徴収する経費をいう。
- （3） 団体徴収金 私費のうち、当該学校の運営及び教育活動に密接に関係する団体の経費で、学校が授業料等と一緒に徴収する経費をいう。

（会計職員）

第3条 私費会計の事務を処理するため、次の各号に掲げる会計職員を置く。

- （1） 総括責任者 私費会計の収支事務を管理し、所属職員を指導監督する者をいい、校長をもって充てる。
- （2） 会計責任者 契約及び財産の管理、現金又は物品の出納確認、その他会計事務を管理する者をいい、副校長、教頭、事務長のうち会計毎に校長が指名する。
- （3） 会計担当者 私費会計の収支事務を担当する者をいい、教職員のうちから会計毎に校長が指名する。会計の種類によっては収入と支出の担当者をそれぞれ別に指名することができるものとする。

II 学 校 徴 収 金

（納入通知）

第4条 学校が保護者等から徴収する経費は、校長名で保護者等に文書で通知するものとし、起案によりあらかじめ校長の決裁を受けるものとする。

第5条～12条（略）

（決算報告）

第13条 会計担当者は、各会計の会計年度が終了したとき又は当該年度の事業が終了したときは、第11条に規定する「検査報告書」を付して総括責任者に起案により決算報告を行った後、すみやかに保護者等に決算報告をするものとする。

第14条～第16条（略）

III 団 体 徴 収 金

（決算報告）

第17条 総括責任者は、各会計の決算について、当該団体の長に報告し、関係帳簿類を引き渡すものとする。

第18条～20条（略）